

所定疾患施設療養費の算定状況 〈平成30年度〉

厚生労働大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

イ 肺炎

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	4
日数	0	7	0	0	0	0	0	0	5	0	2	0	14

ロ 尿路感染症

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	2	0	3	0	1	3	0	0	0	0	4	2	15
日数	6	0	7	0	3	5	0	0	0	0	12	9	42

ハ 帯状疱疹

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

■ 所定疾患施設療養費とは

- 所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次のとおりであること。
 - イ 肺炎
 - ロ 尿路感染症
 - ハ 帯状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする者に限る）
 - ※ 入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等を行ったときに算定する。
 - ※ 同一の入所者について1月に1回、連続する7日を限度として算定する。
 - ※ 緊急時施設療養費を算定した日は算定しない。
- 診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。
- 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。
- 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。